

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十八年八月五日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十六年十二月十日奈良県指令建第九四―一一一号

平成二十八年五月十三日奈良県指令建第九四―一一―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十八年七月二十七日建第八七三一号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十八年七月二十七日建第五二二三号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

生駒市軽井沢町二四四三番一七の一部、二四七一番二、二四七一番一三、二四七一番一四、二四七一番二一、二四七一番二二、二四七一番二三、二四七一番二四、二四七一番二五、二四七一番二六、二四七一番二七、二四七一番二八、二四七一番二九、二四七一番三〇、二四七一番三一、二四七一番三二、二四七一番三三、二四七一番三四、二四七一番三五、二四七一番三六、二四七一番三七、二四七一番三八、二四七一番三九、二五五六番一七、二五五六番一八、二五五六番一九、二五五六番二〇、二五五六番二一及び二五五六番二二並びに西旭ヶ丘二三七六番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府八尾市大竹一丁目二九番地

株式会社タイヨーコーポレーション 代表取締役 畑内明

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒市軽井沢町二四四三番一七の一部、二四七一番二、二四七一番一三、二四七一番一四及び二五五六番二二並びに西旭ヶ丘二三七六番一の一部

公園 生駒市軽井沢町二四七一番二二

水路 生駒市軽井沢町二四七一番二の一部、二四七一番二二及び二五五六番二二の

一部

一 許可番号

平成二十八年六月二十七日奈良県指令建第九八一五号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十八年七月二十七日建第八七三二号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

葛城市木戸一三番一及び一三番六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市西区南堀江三丁目七一〇

高井恵亮

一 許可番号

平成二十八年七月六日奈良県指令建第九八一三三号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十八年七月二十八日建第八七三三号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

北葛城郡広陵町大字百済一四五八番二の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛城郡広陵町大字平尾七〇五番二 コートアプルーバルネオ二〇一

植田陽平

植田知子